

2022 年度事業報告 附属明細書

2022 年度（令和 4 年度）事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

2023 年（令和 5 年）4 月

一般社団法人 日本ペンクラブ